

子育て支援・少子化対策条例に基づく「基本計画」(素案)の概要

資料 2

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 県民総ぐるみで目指す社会の実現
- 2 計画の性格・役割 条例に基づく計画
次世代法に基づく計画
- 3 計画の期間 平成22年度～26年度(5年間)

第2章 計画策定の背景

1 少子化の進行

子ども人口の減少(出生数、出生率の低下)
(要因) 未婚化・晩婚化・非婚化の進行、
初産年齢の上昇、夫婦の出生力の低下
(背景) 結婚に対する意識の変化
出会いの機会の減少と経済的不安
子育ての経済的、精神的負担感
若者の県外流出
(影響) 子どものすこやかな成長への影響
地域活動への影響
地域経済への影響

子育てセーフティネット
の強化が必要な時期

2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境

(家庭と地域社会の状況)
家族形態の変化
子育てに対する孤立感
家庭・地域の教育力の低下
(仕事と子育ての状況)
子育て期の女性の高い就業状況
子育て期の男性の長時間労働
育児休業の取得状況
(子どもの状況)
チャレンジ精神や自然体験の減少
生活習慣の乱れ
不登校、いじめ
児童虐待

第3章 計画の目標と基本方針

基本理念

すべての子どもと保護者への支援
社会全体での取り組み
価値観の尊重
子どもの権利の尊重

めざす社会
子どもの笑顔と元氣な声があふれる活気のある地域社会

3つの基本目標

安心して子どもを生ま
育てられる環境をつ
くる。

仕事と家庭生活との両
立が実現できる環境を
つくる。

すべての子どもが心
身ともに健やかに成
長し、次代の社会を担
う者として自立でき
る環境をつくる。

重要視点

切れ目のない子育て支援の視点
仕事と子育ての両立ができる新しい働き方
を推進する視点
夢や希望を持ち目標にチャレンジする子
どもたちを育成する視点
結婚や就職などについて、若者への機会
の提供や支援の視点
保護者の責任を第一としながらも、社会
全体で子育てを支援する気運醸成の視点

第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

1 施策の展開

基本方針

家庭・地域における子育て支援

基本的施策

- 1 子育て家庭に対する支援
- 2 地域における子育て支援の促進
- 3 安心して子育てができる生活環境の整備
- 4 母と子の健康づくりへの支援

基本方針

仕事と子育ての両立支援

基本的施策

- 1 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の推進
- 2 一般事業主行動計画の策定促進
- 3 子育てと両立できる職場環境の整備
- 4 就業支援

基本方針

子どもの健やかな成長の支援

基本的施策

- 1 子どもの権利と利益の尊重
- 2 子どもの健全な育成
- 3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進
- 4 子どもの生きる力を育成する教育の推進

2 ライフステージに応じた施策の展開

若者や子育て家庭の目線に立ち、取り組みを
わかりやすく図示

3 目標指標

- ・子育てを楽しんでいる割合
- ・短時間勤務制度等の導入率
- ・子どもの朝食欠食率 など

基本方針

基本方針

経済的負担の軽減

子育て支援の気運の醸成

第5章 計画の推進

1 主体の役割と協働

・県民、保護者、事業者、行政(県、市町村)の役割とともに、互いにパートナーシップ
のもとに連携を図り、取り組んでいく。

2 国への提言・要望

・国に対して、地域の実情等に関わる必要な提言・要望等行う。

3 計画の推進体制と進行管理

・子育て支援・少子化対策県民会議において、施策の点検・評価を行い、公表。
その際、目標指標と目標値を設定し、PDCAサイクルによるフォローアップを行い、目標達成をめざす。